

松山地方裁判所平成23年(ワ)第1291号、平成24年(ワ)第441号、平成25年(ワ)第516号、平成26年(ワ)第328号
伊方原発運転差止請求事件

意見陳述書

草 薙 順 一
(松山市在住)

I 司法の場で57年間、生きてきました。

私は1940年4月10日、現在の丸亀市で生を受け、瀬戸内海の海を見て育ちました。1959年4月1日、裁判所職員に採用され、以後17年間、裁判所職員の身分でした。1973年に司法試験に合格し、1976年4月から弁護士として、松山市で開業し、満40年が経過しました。こうして裁判所職員として17年、弁護士登録から40年、合計57年間、司法の場で生きることができ、心から感謝しています。

弁護士としての私は、「人権と平和」をテーマとする政教分離訴訟に深くかかわってきました。2つの例をあげますと、いわゆる「愛媛玉ぐし料違憲判決」と「公有地上の宗教敷地の無償提供の違憲判決」です。この2つの最高裁大法廷の口頭弁論と判決に、住民の訴訟代理人として出廷しました。

やがて、2011年3月11日発生の、東京電力福島第1原発事故の教訓から、「原発と人類は共存できない」と、「いのちと瀬戸内海を私は守り抜く」との信念を得たのです。同年11月3日に発足した、「伊方原発を廃炉とし、再生可能エネルギー社会の実現」を目的とする「伊方原発をとめる会」の事務局長として、現在に至っています。

II 司法消極主義を糾弾します。

57年間、私自身が見聞し、訴訟代理人として関与した訴訟から、また統計上からもいえることは、裁判所の判決は、国策や行政処分に盲従し、殆んど民の声を聴かない、という事実です。統治行為論(安保条約が問題となった砂川事件など)や裁量行為論(君が代斉唱時の不起立者に対する懲戒処分など)や受忍論(戦争による爆撃被害者など)などを理由としています。私が訴訟代理人として関与した首相の靖国神社参拝の違憲訴訟を例に取りますと、松山地裁・高松高裁・最高裁はいずれも、「原告らに被侵害利益なし」と述べて、憲法判断をせずに、請求を棄却しました。原告らが真に求めている人権や平和の問題について、憲法判断を全くしなかったのです。これこそ「司法消極主義」です。結果として、立法府や行政府への司法の従属が明らかです。

「司法消極主義」に至る理由は、次の3点があげられます。第1の理由は、国民から選挙で直接選任されていない裁判官の複雑な心境です。国民の間で意見の分かれる政治的事案については、「政治で決めよ」という思いなのです。第2の理由は、裁判官は現状を変更する判決には消極的です。この姿勢は保守的に過ぎる、と言わざるを得ません。特に国策に異を唱えることは、結果として現状の変更に繋がるからです。この消極性と保守性を、「社会的安定性」とか「秩序維持」とか称して、正当化しています。第3の理由は、最高裁が掌握する「司法統制人事」で、ここには二つの問題があります。

一つ目は、裁判官の保身傾向です。国策や最高裁の意向に沿う判決をしておけば、将来、自分の身に傷が付かないからです。逆らえば、任地・昇進・仕事内容などで希望が叶えられない恐れがあります。この恐れは、裁判官のみならず人間のだれもが持つ弱点ですが、ここを統制人事は突きます。二つ目は、最高裁の「送り込み人事」です。判決直前に突然、裁判長の交代が起こったりします。最高裁事務総局に居た人物や、国の訴訟代理人を経験した人物が、ある日突然、裁判長になったこともあります。

Ⅲ 最高裁判所は「原発守護神」の役割を果たしてきました。

このような「司法消極主義」の結果、裁判所は国策に従う場となってしまいました。ことに頂点にある最高裁は、原発訴訟の分野では、「原発守護神」として、お墨付きを与えてきました。その理由として、3つの点から経過とともに見てゆきます。

第1点は、わが国最初の原発訴訟である、伊方原発訴訟第1次訴訟の最高裁判決です。1992年10月29日の、この最高裁判決は、行政行為の「裁量行為論」です。判決は、基本設計の安全性のみを司法審査の対象とした上で、「各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の、科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重して行い、内閣総理大臣の合理的判断にゆだねる」というものでした。これを私が解釈すれば、行政が意見を求めた専門家の判断、および、それに基づく内閣総理大臣の判断に、裁判所は異論を差し挟まない、と読めます。自らは安全性について真正面から判断しない、と。しかし、これでは住民勝訴の判決は極めて困難です。福島原発事故以前、31件の原発訴訟判決で、2件の下級審での住民勝訴判決がありました。1件目は、高速増殖炉「もんじゅ」の、安全審査について、看過し難い過誤と欠落を理由とした名古屋高裁金沢支部（2003年1月27日）。2件目は、基準地震動の過小評価を理由とした「志賀原発2号機訴訟」の金沢地裁（2006年3月24日）判決です。いずれも上級審で敗訴となって確定しています。ほとんどの判決は、責任を「行政の合理的判断」なるものに委ねて、原発の安全性という課題に真正面から向き合っていません。

第2点、最高裁「原発守護神」の役割は、最高裁事務総局が作成した内部文書、「環境行政訴訟事件関係執務資料」という冊子に見えます。ここには1976年10月に最高裁で行われた協議内容が記載され、テーマは「当事者適格の有無」という形をとっています。当時、松山・水戸・福島の各地裁には、国を被告とした原子炉設置許可処分取消訴訟が係属中で、これらの各地裁担当裁判官も出席していました。協議内容を最高裁の行政局が締めくくり、文書に次のように記載しました。

「原子炉の事故というと、すぐに原子炉の爆発イコール大被害という図式を簡単に想定しがちであるが、現在原子炉の事故として技術的見地から想定される最大のものは一番大きな口径の配水管の破断という事故であり、その事故の起こる確率は極めて少ないということ。それから実用規模の原子力発電所の歴史は、現在までに15年以上にわたっており、現在世界中では、150基以上の原子炉が操業されているが、これまでその付近の住民に危害を与えたり、人命に影響があるような事故、あるいは財産上大きな損害を及ぼしたというような事故はなかったということが指摘されているということである。こういうことを踏まえたいうえで」云々です（日本弁護士連合会、公害対策・環境保全委員会編、明石書店発行56頁から引用）。これは「安全神話」の鼓吹で、露骨な干渉に他なりません。協議に参加した松山・水戸・福島の各地裁は、相次いで住民敗訴の判決を出しました。この後、全国の裁判所では、原発訴訟に関して、スリーマイル島原発

事故（1979年）やチェルノブイリ原発事故（1986年）があったにも関わらず、これらの重大事故は無視されました。内部文書の内容も見直されることなく、原告敗訴の判決が次々と宣告されたのです。

第3の、最高裁が「原発守護神」であった理由は、前述の「司法統制人事」が明らかに示しています。第1次伊方原発訴訟においては、第1審判決の直前に、柏木賢吉氏が松山地裁の所長に赴任、そして異例にも原発訴訟の裁判長となりました。最高裁の「送り込み人事」そのものです。弁護団は最高裁に、前任の村上悦雄氏を裁判長に戻すべきだと抗議しました。しかし聞き入れられず、こうした結論ありきの裁判長交代により、住民敗訴でした（判例時報891号）。

以上3つの理由で、最高裁は「原発守護神」の役割を果たしてきたと言わざるをえません。根底にある思想は「安全神話」でした。この「安全神話」は、福島原発事故で完全に崩壊しました。従って今こそ、事故による甚大な被害を「最大の教訓」として、各々の裁判所が、「原発守護神」と決別し、原発の安全性について真正面から向き合うか否かが、切実に問われています。

IV 当然の判決を期待します。

原発に対する裁判所の姿勢は、福島原発事故を境目が変わった、と私は確信しています。2014年5月21日、福井地裁が、安全性は確保されていないとして、関西電力大飯3・4号機運転差し止め判決をしました。更に、同地裁は、2015年4月14日、高浜3・4号機について、同じく安全性は確保されていないとして、運転差し止めの仮処分決定をしました。更に2016年3月9日、大津地裁が、高浜3・4号機について、関西電力の安全性の主張・立証が不十分として、運転稼働中の原発について、運転差し止めを命じる仮処分決定をしました。これらの判決や決定は、住民に安心と希望を与えるものでした。

私たちが、一人ひとりの命と真剣に向き合うとき、必然的に原発の危険性に正面から向き合わざるを得なくなります。原発再稼働差し止めの判決と決定は必然であり、当然であります。これを勇気ある判決というのは、「病んだ社会現象」によるものです。

誰かを犠牲にする原発は不要です。昔から「地震があれば直ちに火元を消せ」といわれています。2016年4月からの九州における震度7の二つの地震と、今も続く多過ぎる余震は、中央構造線断層帯の西端で起こりました。いつ伊方で発生するか、分かりません。しかも伊方は、もう一か所、懸念される南海トラフ巨大地震の、震源域の真上です。避難計画は机上の空論です。住民を「不安の奴隷」という、有ってはならない身分と日常とから、解放していただきたいと申し上げて、私の意見陳述といたします。

以上